

奈井江町
子ども・子育て支援事業計画
(第2期)

～みんなでいっしょに子育て応援、

未来へつなぐまちづくり～

計画期間 第1期：平成27年度～平成31年度（令和元年度）

第2期：令和2年度～令和6年度

策 定 令和2年3月

奈 井 江 町

目次

第1章 計画の策定に当たって	1
第1節 計画策定の目的.....	1
第2節 計画の位置づけ.....	1
第3節 計画の期間.....	2
第4節 子ども・子育て支援新制度の概要.....	3
第2章 計画の基本的な考え方	5
第1節 計画の基本理念.....	5
第2節 子ども人口の推移.....	6
1 子ども人口の推移.....	6
2 計画年間の子ども人口.....	7
3 基本的な視点.....	8
第3節 教育・保育提供区域の設定.....	8
第3章 奈井江町の子どもと子育て家庭の現状と課題	9
第1節 人口と世帯の状況.....	9
1 総人口と総世帯の状況.....	9
2 年齢3区分人口の推移.....	9
3 人口動態.....	10
4 世帯類型等の推移.....	10
5 女性の就業状況.....	11
6 配偶関係の状況.....	12
7 出生数の推移.....	13
第2節 ニーズ調査からみた奈井江町の子育て環境について.....	14
1 子育てしやすいまちづくりについて.....	14
2 教育・保育に求めること.....	15
第3節 奈井江町における保育サービスの状況.....	16
1 認定こども園（保育所型）.....	16
2 妊婦健康診査.....	17
3 新生児訪問事業.....	17
4 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）.....	17
5 その他のサービス.....	18
第4章 分野別施策の展開	19
第1節 子育てをみんなでサポート.....	22
施策の目標1：子育て支援サービスの充実.....	22
施策の目標2：教育・保育の充実.....	24

第2節 明るく元気な子どもをみんなでサポート	26
施策の目標1：関係機関の連携強化.....	26
施策の目標2：児童生徒の健全育成.....	27
施策の目標3：地域が支える子ども活動.....	28
第3節 のびのび健やかに生み育てる環境づくり	29
施策の目標1：親になることの意識啓発.....	29
施策の目標2：保健・医療・福祉サービスの充実.....	30
施策の目標3：食育の充実.....	32
施策の目標4：生活環境の整備	33
第4節 「子どもはまちづくりのパートナー」夢をふくらませ、みんなでまちづくり.....	34
施策の目標1：子どものまちづくりへの参画.....	34
第5章 子ども・子育て支援サービスの量の見込みと確保策.....	35
第1節 幼児期の学校教育・保育の量の見込みと確保策.....	36
1 量（人数）の見込み.....	36
2 提供体制の確保の内容及びその実施時期.....	36
3 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び当該学校教育・保育の推進に関する体制の確保	36
第2節 地域子ども・子育て支援拠点事業の量の見込みと確保策	37
1 提供体制及びその確保策	37
2 量の見込みと確保策（数値目標）	40
第6章 計画の推進.....	41
第1節 計画の推進に当たっての役割分担と連携	41
第2節 計画の進行管理.....	41
資料編.....	42
第1節 条例.....	43
第2節 子ども・子育て会議委員名簿.....	45
第3節 計画策定の経過.....	46

第1章 計画の策定に当たって

第1節 計画策定の目的

平成27年度から施行されている子ども・子育て支援新制度は、平成24年8月に制定された「子ども・子育て関連三法」に基づき、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会の実現を目指す制度です。

奈井江町（以下「本町」という。）では、これまで平成17年4月に施行された「次世代育成支援対策推進法」に基づき、平成17年に「奈井江町新エンゼルプラン（次世代育成支援行動計画）」（以下、「新エンゼルプラン」という。）を策定し、次代を担う子どもたちの健やかな成長を願い、子育て支援に取り組んできました。また、「奈井江町まちづくり計画（第6期）」では、メインテーマとして「おもいやり明日へ」を掲げ、子育て支援を町政の最重要課題の1つとして町全体で取り組んでいます。

『第2期奈井江町子ども・子育て支援事業計画』（以下、「本計画」という。）は、近年の子どもを取り巻く状況や、『第1期奈井江町子ども・子育て支援事業計画』（以下、「前計画」という。）における進捗状況等を踏まえ、本町の子ども・子育て支援サービスの内容や提供方策等をきめ細かく計画します。また、住民や教育・保育関係者、地域、行政が協働で取り組んでいく施策・事業の方向を明らかにし、子どもの健やかな成長と子育てを社会全体で支援する体制づくりを整備することを目的に策定します。

第2節 計画の位置づけ

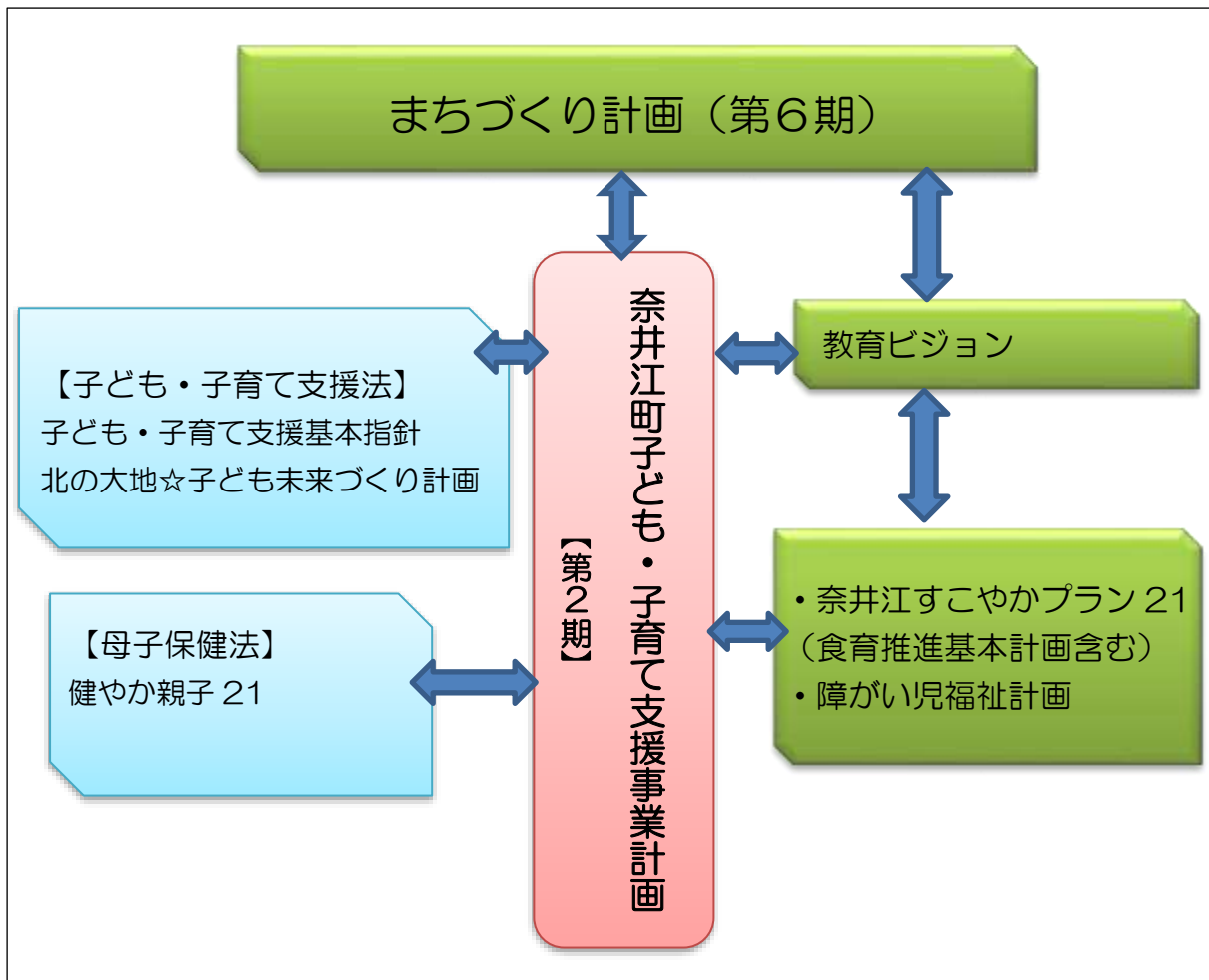
本計画は、子ども・子育て支援法（以下「法」という。）第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」とし、すべての子どもたちと子育てをする家庭を対象に進めていく、子育て支援事業や体制の方向性を示す計画とします。また、平成27年度から平成31年度までの前計画の内容を継承し、次世代育成支援対策推進法に基づく「新エンゼルプラン」としても位置づけます。

本計画は、これに即して、「教育・保育提供区域」ごとの各年度の「教育・保育」の必要量の見込み、「子ども・子育て支援事業」の必要量の見込み、これらの提供体制の確保の内容と実施時期を定めます。

本町における子育て支援施策は、子ども・子育て支援関連三法や児童福祉法のみならず保健・医療、雇用、住環境等、まちづくりの中で総合的な視野で実施していくことが重要と考えるため、「奈井江町まちづくり計画（第6期）」や「教育振興基本計画」「第2次奈井江すこやかプラン（食育推進計画含む）」や「障がい児福祉計画」等、既存計画との整合性を図り、子育て支援体制を総合的、一体的に進める計画としています。

（関連図参照）

〔奈井江町子ども・子育て支援事業計画と他計画との関連性〕



第3節 計画の期間

子ども・子育て支援事業計画は、令和2（2020）年度から、令和6（2024）年度までを計画期間とします。

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
奈井江町子ども・子育て支援事業計画 〔第2期〕									
				↑必要に応じ 中間見直し	見直し	奈井江町子ども・子育て支援事業計画 〔第3期〕			

第4節 子ども・子育て支援に関する法律、制度の概要

子ども・子育て支援新制度とは、平成24年8月に成立した「子ども・子育て関連3法」に基づく制度のことです。

■子ども・子育て関連三法

「子ども・子育て支援法」

「認定こども園法の一部改正法」

「子ども・子育て支援法等の施行に伴う関係法律整備法」

「子ども・子育て支援法」第2条では、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して子ども・子育て支援を行うことを基本理念として掲げています。このような基本理念のもと、子ども・子育て支援に関して、基礎的自治体としての市町村の権限と責任が大幅に強化されており、市町村は、それぞれの地域の特性や課題に即して、より柔軟に制度の運営やサービスの提供ができるようになりました。半面、ひとり親等の家族構成や、保護者の就労状況に準じた「保育の必要性の認定」の制度が導入され、この教育・保育認定を受けた子どもを保育するための供給体制を確保することが義務化される等、責任も強化されています。

こうした国の少子化対策の急激な変化に対応しつつ、町の現状に適したさらなる施策を推進・展開していくことが求められています。

前計画策定以降の主な国の動向は、下記のとおりです。

〔子ども・子育てに関する法律〕

平成	法律・制度等	主な内容
27年	子ども・子育て支援法関連3法施行	・子ども・子育て支援事業計画の策定が明記。
	保育士確保プラン	・平成29年度末までに更に6.9万人の保育士を確保するためのプラン。
	少子化社会対策大綱改正	・子育て支援施策の一層の充実、若い年代での結婚・出産希望の現実、多子世帯への配慮、男女の働き方改革、地域の実情に即した取組強化
	次世代育成支援対策推進法	・平成37年3月まで時限立法に延長
28年	子ども・若者育成支援推進大綱	・子ども・若者育成支援施策に関する基本的な方針を提示
	児童福祉法一部改正	・子どもの権利条約を踏まえ、権利の主体であることを明言 ・児童虐待対策の強化 ・子育て世代包括支援センターの法制化
	ニッポン一億総活躍プラン	・保育士の処遇について、新たに2%相当の改善 ・平成30年以降も保育士の確保に取り組む
	切れ目のない保育のための対策	・待機児童解消に向けて取り組む市町村への支援
29年	子育て安心プラン	・平成32年度末までに全国の待機児童を解消、女性の就業率80%達成を目指す。
	新しい経済政策パッケージ	・「人づくり改革」において、教育・保育の無償化、待機児童の解消、高等教育無償化を掲げる
30年	子ども・子育て支援法一部改正	・保育充実事業の実施、協議会の設置、教育認定子どもの利用者負担の引き下げ
	基本指針の改正	・幼稚園の長時間預かり保育の取り扱い変更
31年	子ども・子育て支援法一部改正	・幼児教育・保育の無償化の実施

第2章 計画の基本的な考え方

第1節 計画の基本理念

本町では、次代を担う子どもたちが奈井江町の豊かな自然や人と人との関わりの中で、心豊かな人間として成長し、まちづくりのパートナーとして尊重され、様々な権利が守られて幸せに暮らせるまちづくりを目指し、平成14年に「子どもの権利に関する条例」を制定しました。また、平成17年に「奈井江町まちづくり自治基本条例」の施行と同時に「まちづくり計画」をスタートし、新エンゼルプランを進めてきました。本計画では、これまでの考え方を踏襲し、第1期の計画と同様に基本理念を以下のとおりとし、安心して子育てができる「まちづくり」を進めます。

<基本理念>

**みんなでいっしょに子育て応援、
未来へつなぐまちづくり**

第2節 子ども人口の推移

1 子ども人口の推移

平成30年9月末の住民基本台帳によると、本町の18歳以下の人口は661人で、その内11歳児以下の人口は357人でした。平成27年～平成30年の間の推移をみると、18歳以下については88人、11歳以下については20人の減少となっています。

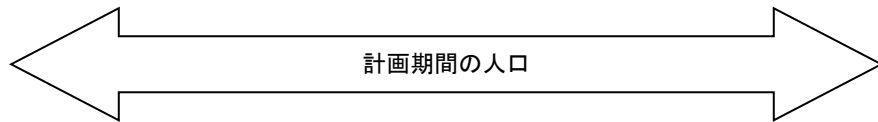
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
0歳	21	25	26	19
1歳	32	23	31	28
2歳	31	33	22	33
3歳	23	33	35	24
4歳	30	25	34	35
5歳	32	32	24	35
6歳	27	34	32	24
7歳	35	27	34	32
8歳	34	35	28	33
9歳	37	35	35	27
10歳	44	36	34	34
11歳	31	44	36	33
12歳	47	31	44	36
13歳	53	47	30	42
14歳	48	53	47	30
15歳	58	48	53	46
16歳	54	58	44	51
17歳	56	54	58	47
18歳	56	53	54	52
0～2歳合計	84	82	79	80
3～5歳合計	85	91	93	94
6～8歳合計	96	97	94	89
9～11歳合計	112	115	105	94
0～11歳合計	377	382	371	357
0～18歳合計	749	726	701	661

資料：9月30日現在の住民基本台帳

2 計画年間の子ども人口

計画年間である令和2年～6年人口については、平成28年～30年の住民基本台帳に基づき、コーホート変化率法※を用いて推計しました。これによると、本町の18歳以下の人口は、令和2年は612人で、令和6年には534人と、5年間で78人の減少が見込まれます。

11歳以下の児童人口は、令和2年には350人に、令和6年には320人となり、5年間で30人の減少が見込まれます。



	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
0歳	20	18	18	18	18
1歳	23	23	20	20	20
2歳	24	23	23	21	21
3歳	32	26	25	25	22
4歳	33	33	27	26	26
5歳	31	34	34	28	26
6歳	34	31	35	35	28
7歳	27	34	31	35	35
8歳	25	27	34	31	35
9歳	39	25	27	34	31
10歳	30	37	24	26	32
11歳	32	30	37	24	26
12歳	32	32	30	37	24
13歳	29	31	31	29	36
14歳	39	29	31	31	29
15歳	36	39	29	31	31
16歳	42	34	37	28	30
17歳	43	43	35	38	28
18歳	41	41	41	33	36
0～2歳合計	67	64	61	59	59
3～5歳合計	96	93	86	79	74
6～8歳合計	86	92	100	101	98
9～11歳合計	101	92	88	84	89
0～11歳合計	350	341	335	323	320
0～18歳合計	612	590	569	550	534

※「コーホート変化率法」とは、各コーホート（同じ年又は同じ期間に生まれた人々の集団のこと）について、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法。

資料：平成28年～平成30年9月30日の人口をもとに算出した推計値。

3 基本的な視点

先の基本理念を受け、この計画における基本的な視点を次の4点とします。

(1) 地域で子育て支援する視点

子育ての第一義的責任は保護者にありますが、子どもは社会を担う重要な一員であるという認識を踏まえ、家庭のみならず、子どもに携わる関係者、地域や企業、行政が一体となりそれぞれの責任のもと、子育てを行うことができるよう進めます。

(2) 次代を担う長期的な視点

次代の担い手である子どもたちを、長期的な視点に立ち、個性豊かに生きる力を伸ばすことができるよう、子どもの実態を踏まえ、学校・家庭・地域の教育力を向上させるための支援を充実させます。

(3) 健康を重視する視点

子育てで重要なのは、家庭での健康増進が第一です。保健・医療サービスの充実を図り、安心して子どもを産み育てるまちづくりを進めます。

(4) 子どもからの視点

すべての子どもが幸せにすくすくと成長できるよう、その時々ニーズに合ったサービスを提供するため、「今、子どもは何を求めているのか？ 何が最善か？ 子どもの視点を第一に」取組を進めます。

第3節 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援事業計画では、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況、その他の条件を総合的に勘案して、需要の指標となる量の見込みやその確保策を「教育・保育提供区域」ごとに設定することが、「子ども・子育て支援法」に定められています。

本町には、中学校1カ所、小学校1カ所、認定こども園1カ所があります。教育・保育提供区域は、事業資源の配置バランス上の枠組みであり、細かく設定すれば、きめこまやかな計画になりますが、弾力的な運用がしづらいものとなります。本町では、引き続き、町内全域で柔軟な需給体制を確保するため、教育・保育提供区域を全町一地区と設定します。

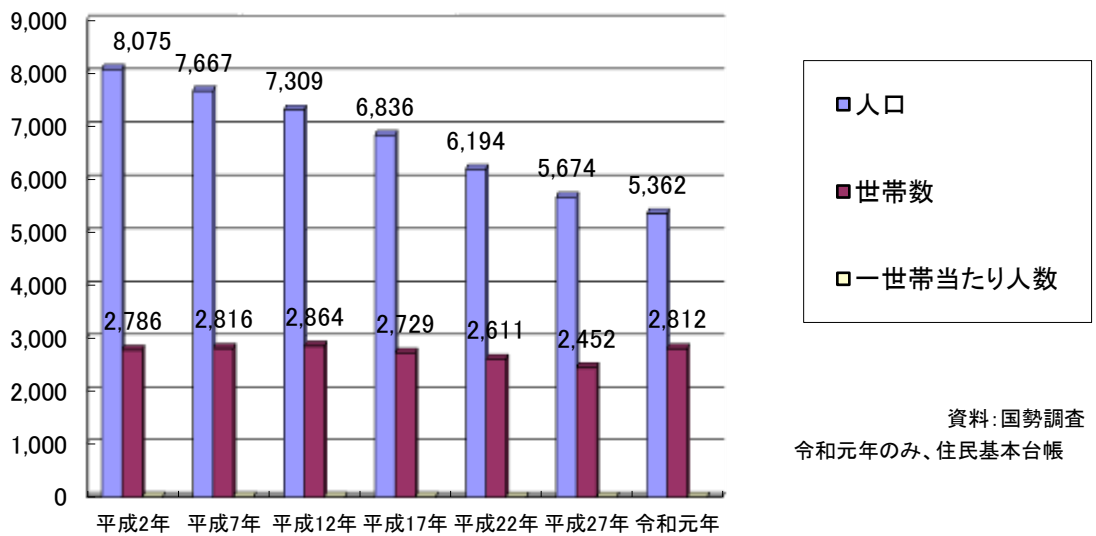
第3章 奈井江町の子どもと子育て家庭の現状と課題

第1節 人口と世帯の状況

1 総人口と総世帯の状況

住民基本台帳による令和元年9月末現在の本町の人口は5,362人で、減少が続いています。世帯は2,812世帯、一世帯当たりの人口は1.91人となっており、一世帯当たり人口は減少傾向が続き、世帯の少人数化が進んでいます。

〔人口と世帯数の推移〕



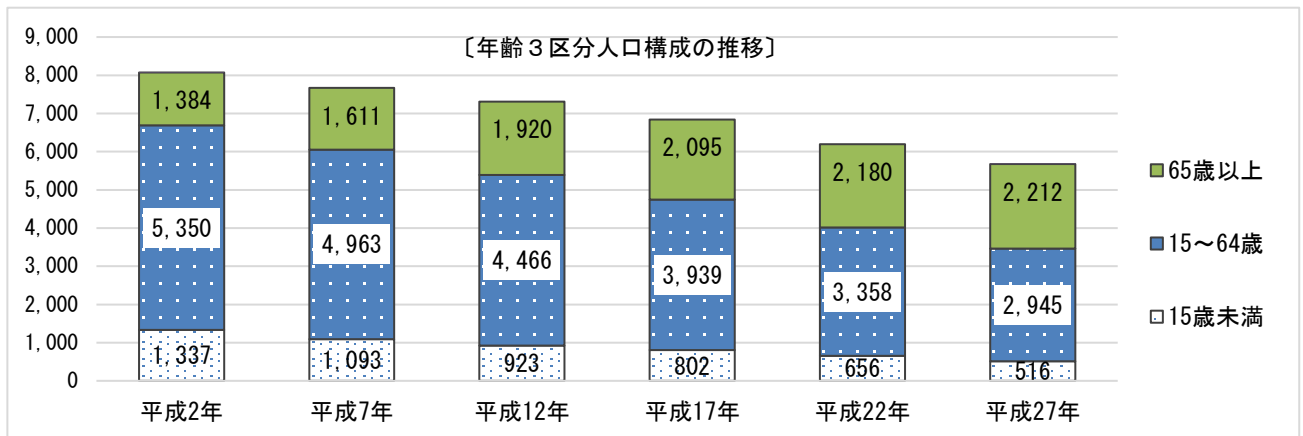
資料：国勢調査
令和元年のみ、住民基本台帳

	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和元年
人口	8,075	7,667	7,309	6,836	6,194	5,674	5,362
世帯数	2,786	2,816	2,864	2,729	2,611	2,452	2,812
一世帯当たり人数	2.90	2.72	2.55	2.50	2.37	2.31	1.91

2 年齢3区分人口の推移

国勢調査による平成27年の15歳未満の年少人口は516人、年少人口比率は9.1%です。一方、65歳以上の高齢人口は2,212人、高齢化率は39.0%となっています。年齢3区分の人口の推移をみると、少子・高齢化が進行しています。

資料：国勢調査



3 人口動態

平成 11 年から平成 30 年までの人口動態について、自然動態は、死亡が出生を上回る自然減が続いています。社会動態でも転出が転入を上回る社会減が続き、自然動態と社会動態を加算した人口動態では、人口減の状況が続いており、平成 21 年から平成 30 年までの約 10 年間の平均で約 105 人ずつの減少となっています。

〔人口動態（人）〕

	人 口						人口 増減
	自然動態			社会動態			
	出生	死亡	自然増減	転入	転出	社会増減	
平成 11 年	61	74	-13	277	340	-63	-76
平成 12 年	58	79	-21	292	307	-15	-36
平成 13 年	51	83	-32	228	311	-83	-115
平成 14 年	50	58	-8	223	264	-41	-49
平成 15 年	47	91	-44	202	329	-127	-171
平成 16 年	40	91	-51	223	304	-81	-132
平成 17 年	44	95	-51	228	260	-32	-83
平成 18 年	38	71	-33	165	280	-115	-148
平成 19 年	36	91	-55	195	249	-54	-109
平成 20 年	23	106	-83	148	250	-102	-185
平成 21 年	28	87	-59	170	213	-43	-102
平成 22 年	26	89	-63	167	212	-45	-108
平成 23 年	26	82	-56	156	204	-48	-104
平成 24 年	21	108	-87	170	207	-37	-124
平成 25 年	27	98	-71	155	208	-53	-124
平成 26 年	30	111	-81	123	186	-63	-144
平成 27 年	19	101	-82	127	158	-31	-113
平成 28 年	30	104	-74	118	144	-26	-100
平成 29 年	18	96	-78	121	96	25	-53
平成 30 年	20	95	-75	139	141	-2	-77

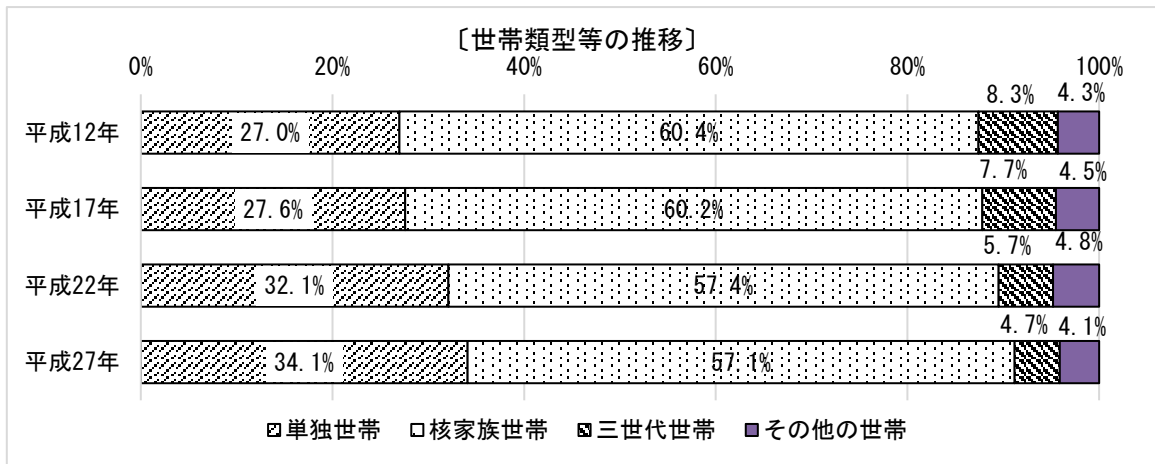
資料：住民基本台帳
(各年度末)

4 世帯類型等の推移

平成 27 年の世帯類型別の世帯数は、核家族世帯が 1,399 世帯、三世帯世帯が 116 世帯、単独世帯が 837 世帯となっています。構成割合をみると、単独世帯が徐々に増加し、全体の 3 割以上を占めており、核家族世帯、三世帯世帯は減少傾向となっています。

〔世帯類型等の推移〕

	平成 12 年		平成 17 年		平成 22 年		平成 27 年	
	世帯数	割合	世帯数	割合	世帯数	割合	世帯数	割合
単独世帯	773	27.0%	754	27.6%	837	32.1%	837	34.1%
核家族世帯	1,730	60.4%	1,642	60.2%	1,500	57.4%	1,399	57.1%
三世帯世帯	237	8.3%	211	7.7%	148	5.7%	116	4.7%
その他の世帯	124	4.3%	122	4.5%	126	4.8%	100	4.1%
合計 (一般世帯数)	2,864	100.0%	2,729	100.0%	2,611	100.0%	2,452	100.0%



資料：国勢調査

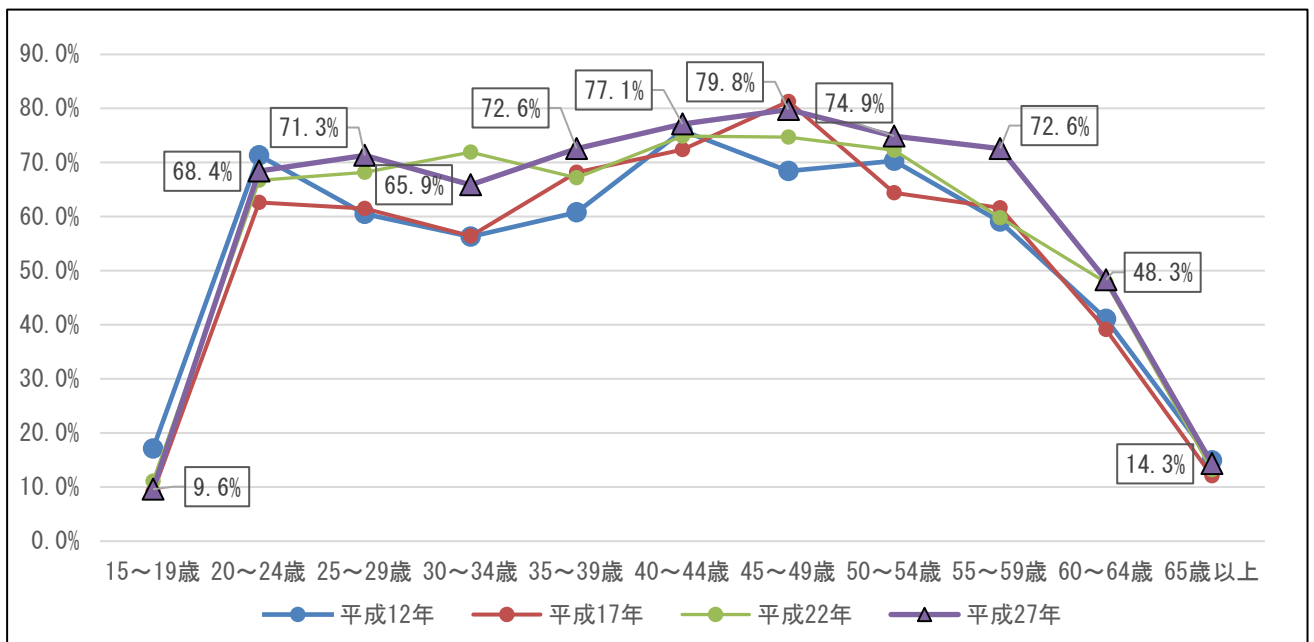
※世帯については、一般世帯

5 女性の就業状況

年齢別にみた女性の就業率の傾向については、出産・育児期にあたる20歳代後半から30歳代にかけて低くなるいわゆるM字型曲線は、緩やかになり、出産・育児期に離職せずに就業を続ける人が増えていることが考えられます。

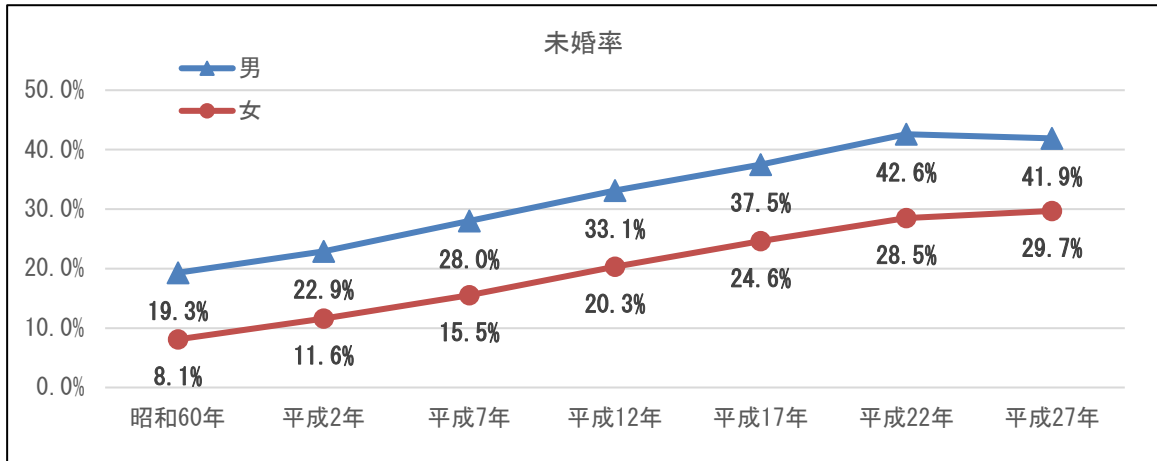
〔女性の就業者数の推移〕

	平成12年			平成17年			平成22年			平成27年		
	就業者数	人口	割合	就業者数	人口	割合	就業者数	人口	割合	就業者数	人口	割合
15～19歳	31	181	17.1%	12	132	9.1%	13	117	11.1%	12	125	9.6%
20～24歳	129	181	71.3%	72	115	62.6%	54	81	66.7%	52	76	68.4%
25～29歳	118	195	60.5%	96	156	61.5%	58	85	68.2%	57	80	71.3%
30～34歳	98	174	56.3%	106	188	56.4%	97	135	71.9%	56	85	65.9%
35～39歳	127	209	60.8%	118	173	68.2%	119	177	67.2%	98	135	72.6%
40～44歳	151	199	75.9%	142	196	72.4%	131	175	74.9%	138	179	77.1%
45～49歳	199	291	68.4%	157	193	81.3%	136	182	74.7%	134	168	79.8%
50～54歳	213	303	70.3%	181	281	64.4%	138	191	72.3%	131	175	74.9%
55～59歳	166	281	59.1%	181	294	61.6%	159	266	59.8%	135	186	72.6%
60～64歳	125	304	41.1%	110	281	39.1%	132	276	47.8%	126	261	48.3%
65歳以上	165	1,105	14.9%	149	1,233	12.1%	172	1,307	13.2%	188	1311	14.3%
合計	1,522	3,423	44.5%	1,324	3,242	40.8%	1,209	2,992	40.4%	1,127	2,781	40.5%



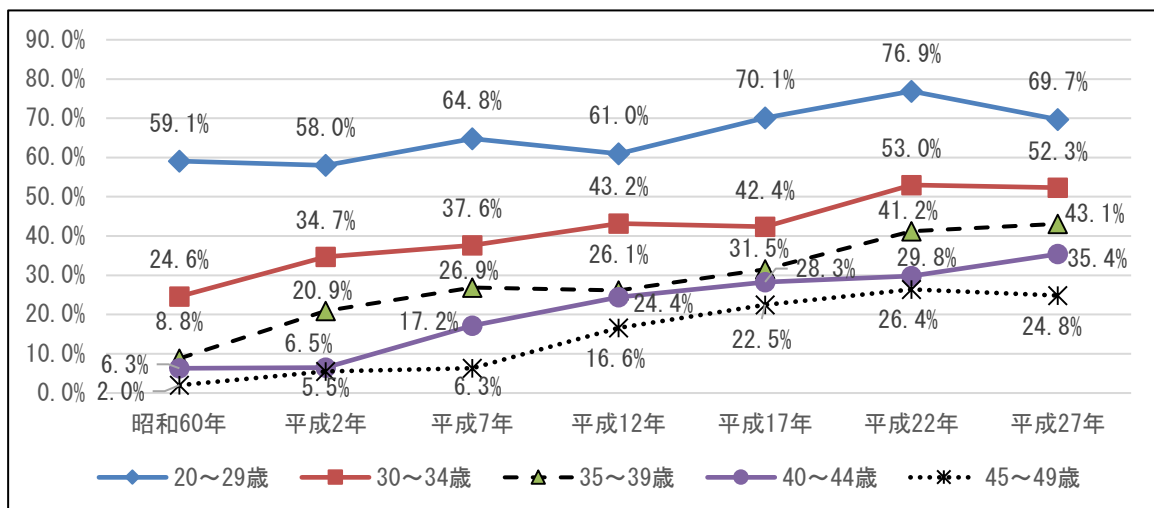
6 配偶関係の状況

未婚率（離婚した人は含まない）は、年々上昇していましたが、平成27年（2015年）において、平成22年（2010年）と比較して若干の低下がみられますが、晩婚化・非婚化の傾向は続いています。

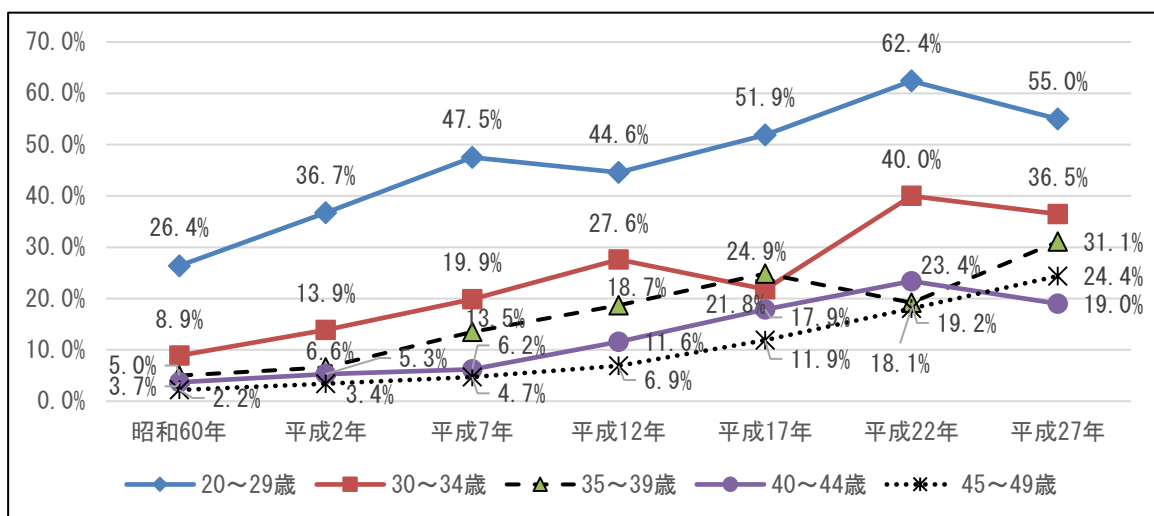


〔25～49 歳年齢区分別未婚率〕

【男性】



【女性】



(全国) 資料: 国勢調査

7 出生数の推移

本町における出生数は、ほぼ横ばいで推移しており、合計特殊出生率は道・国と比較して低い状況です。

〔出生数・出生率の推移〕

	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年
出生数（町）	19	27	29	21	26
出生率（町）	3.2	4.6	5.1	3.8	4.7
合計特殊出生率（町）	1.15	1.15	1.15	1.15	
合計特殊出生率（道）	1.26	1.28	1.27	1.31	1.29
合計特殊出生率（国）	1.41	1.43	1.42	1.45	1.44

資料：合計特殊出生率(国・道)＝「北海道保健統計年報」、
町データ＝「空知地域保健情報年報」、平成 28 年のみ
住民基本台帳(各年1月～12月)

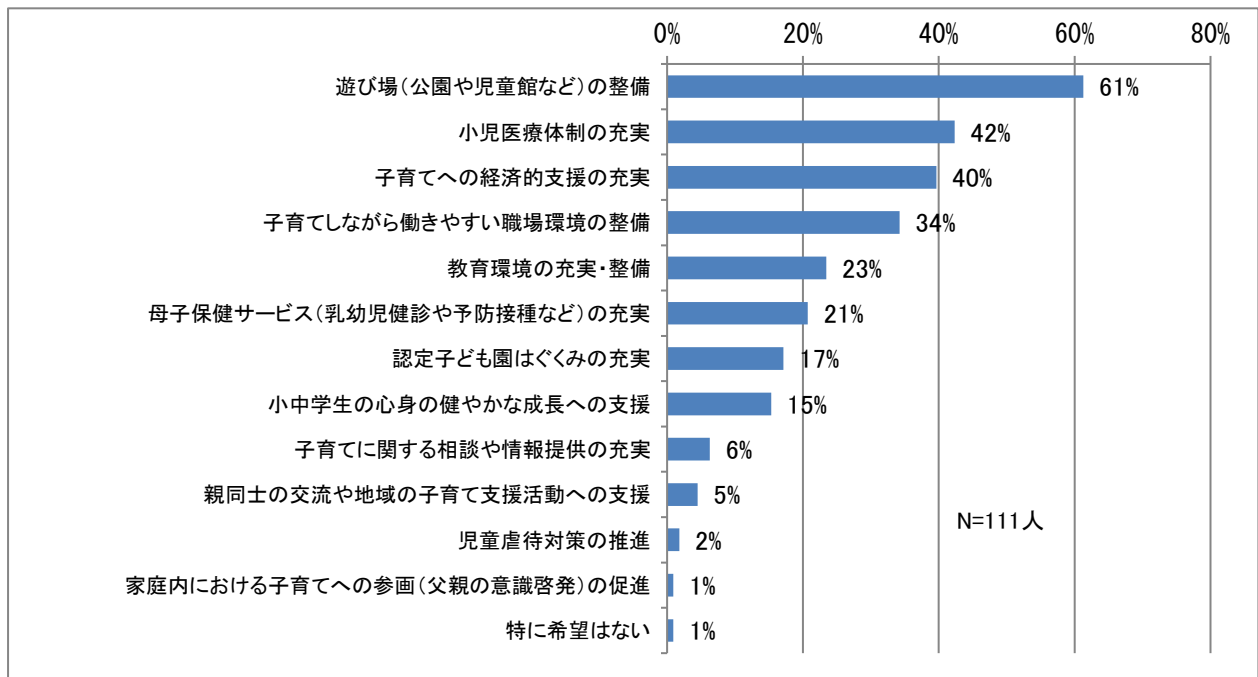
第2節 ニーズ調査からみた奈井江町の子育て環境について

子ども・子育て支援事業計画策定に係るニーズ調査は、教育・保育サービスの利用意向や子育て支援に関する施策ニーズ等を把握し、計画づくりの基礎資料とするため、令和元年7月に実施しました。回収の状況については、下表の通りです。調査結果からみえる、奈井江町の子育て環境に関する状況は次のとおりです。

対象	配布数	回収数	回収率
小学生以下の子どもがいる全世帯	219 票	111 票	50.7%

1 子育てしやすいまちづくりについて

〔子育てをしやすいまちづくりのために重要だと思うこと〕

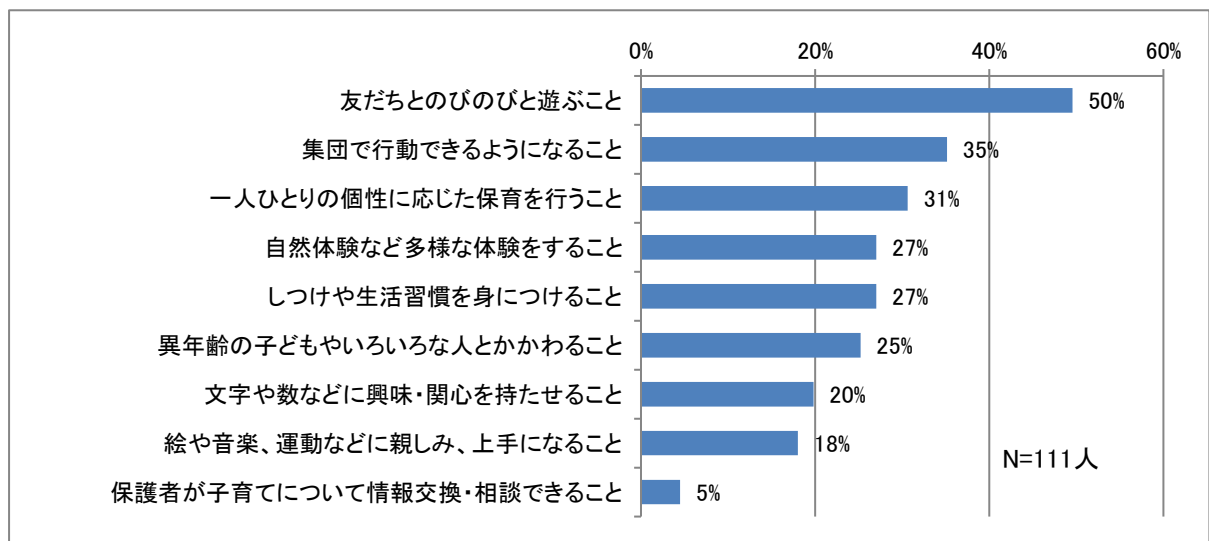


2 教育・保育に求めること

認定こども園（幼稚園・保育園）に望むことについては、「友だちとのびのびと遊ぶこと」（49.5%）が最も多く、次いで「集団で行動できるようになること」（35.1%）、「一人ひとりの個性に応じた保育を行うこと」（30.6%）と続きます。集団の中での遊び、個性に応じた保育等を重視した取組が求められていると言えます。

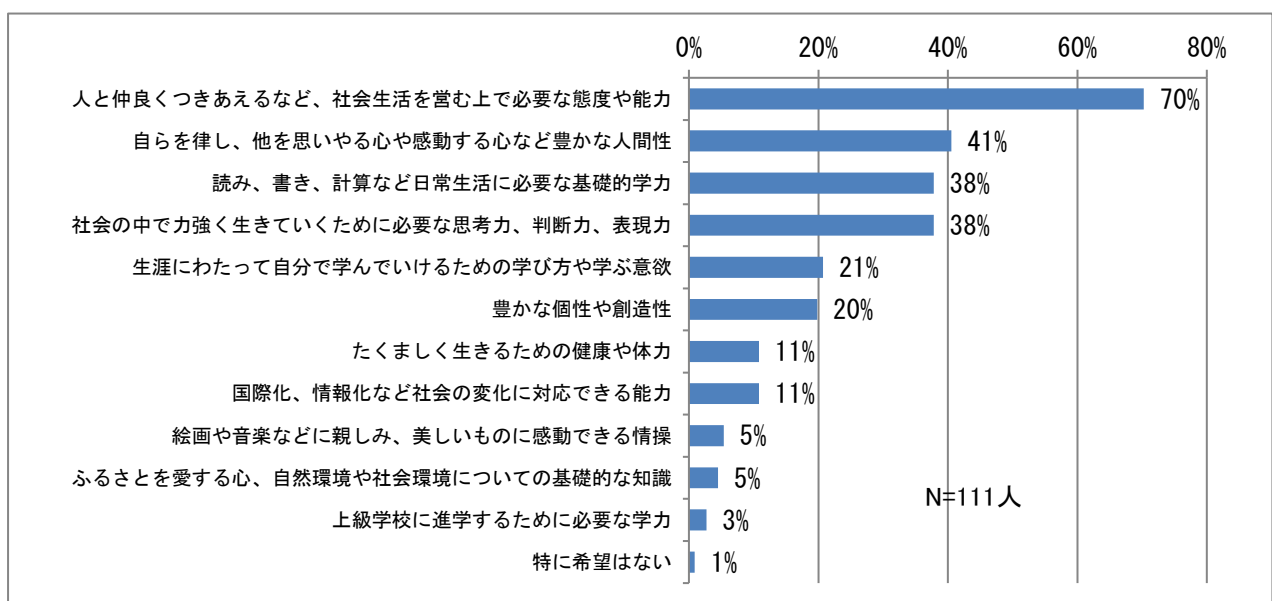
また、小学校で子どもに身につけてほしいことについては、「人と仲良くつきあえる等、社会生活を営む上で必要な態度や能力」（70.3%）が最も多くなっています。

〔幼稚園・保育園・認定こども園に望むこと〕



※就学前児童の保護者、小学生の保護者の合計
資料：奈井江町子ども・子育て支援事業計画策定のためのニーズ調査（令和元年7月）

〔小学校で子どもに身につけてほしいこと〕



※就学前児童の保護者、小学生の保護者の合計
資料：奈井江町子ども・子育て支援事業計画策定のためのニーズ調査（令和元年7月）

第3節 奈井江町における保育サービスの状況

1 認定こども園（保育所型）

奈井江町では、幼保一体的な施設である「認定こども園はぐくみ」を平成26年4月より、町内1か所でサービスを提供しています。一時的保育については、1歳から受入れをしており、平成30年度は、年間延19人の利用者がいました。なお、短時間児を対象とした預かり保育は、月12日を上限に実施しています。

子育て支援センターでは、交流活動室を午前9時30分から11時30分（週1回のみ午後1時30分～3時30分）の時間に開放しています。また、なかよし広場と子育て講座をそれぞれ月1回開催しています。

〔認定こども園はぐくみ〕

対象	定員	所在地	開所時間
生後8か月～	長時間保育児:90人 短時間保育児:30人	奈井江町本町8区	月曜～土曜日 (午前7時30分～午後6時30分)

〔利用者数の推移〕

年度	在籍 合計	長時間保育					短時間保育			
		3歳未満	3歳児	4歳児	5歳児	計	3歳児	4歳児	5歳児	計
平成26年度	96	26	12	16	14	68	9	8	11	28
平成27年度	101	28	18	16	17	79	3	11	8	22
平成28年度	106	38	13	18	22	91	3	4	8	15
平成29年度	117	44	18	15	16	93	13	5	6	24
平成30年度	111	34	19	16	15	84	7	14	6	27

※各年度3月1日現在 町内児童数のみ計上

〔一時的保育の利用者数の推移（年間延べ人数）〕

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
未就園児(実/延)	2/10	5/25	2/7	3/13	2/19
在園児(実/延)	2/2	0	1/1	1/1	0

〔延長保育の利用者数の推移（年間延べ人数）〕

	平成28年度	平成29年度	平成30年度
利用者数(実)	8	8	11
月平均利用人数	2.7	2.3	2.8

〔子育て支援センターの利用者数の推移（年間延べ人数）〕

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
子ども	924	567	1,140	1,017	1,036
保護者等	825	499	1,104	900	698

2 妊婦一般健康診査

一般健康診査 14 回分と超音波検査 6 回分の計 20 回分を助成しています。平成 30 年度は 33 人、延 260 回分の一般健康診査の助成と超音波検査の助成をしています。

〔利用回数の推移（年間延べ回数）〕

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
一般健康診査	実 44/延 339	実 39/延 274	実 41/延 337	実 31/延 213	実 33/延 260
超音波検査	138	122	147	延 91	延 116

3 妊婦保健指導・栄養指導

妊娠・出産・育児についての正しい知識を持ち、健やかで安定した妊娠期を過ごせるように、保健師及び管理栄養士による相談事業を実施しました。就労妊婦が増えている状況ですが、初妊婦には、可能な限り訪問にて面談を行いました。

〔妊婦保健指導・栄養指導の推移〕

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
母子手帳交付時	23	26	20	21	22
訪問による相談	10	5	8	12	10
栄養指導	-	-	-	15	17

※管理栄養士による栄養指導事業は、平成 29 年から実施

4 新生児・乳児訪問事業

子どもが生まれた全家庭を対象に、保健師及び状況に合わせて子育て支援センター保育士が訪問指導を実施しています。平成 30 年には、実 24 件、延 30 件の訪問を実施しました。

〔訪問世帯数の推移〕

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
新生児(実/延)	22/22	15/16	22/29	22/22	17/17
乳児	12/22	11/17	10/30	6/8	7/13
合計	34/44	26/33	33/59	28/30	24/30

5 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

保護者の方が仕事等で昼間家庭にいない児童を対象に、放課後や学校休校日等に、生活や遊びを通して健全な育成をする事業です。奈井江小学校内の児童クラブ「なえっこ」で実施しています。平成 30 年度の利用登録者数は 62 人で、年々増加しています。

定員	所在地	開設時間
40 人	奈井江小学校内 (奈井江町字奈井江 162 番地 1)	<ul style="list-style-type: none"> ■平日(午後 1 時 30 分～午後 6 時 30 分) ■土曜日(午前 8 時～午後 6 時 30 分) ■春・夏・冬休み、学校行事等による休校日 (午前 8 時～午後 6 時 30 分)

〔利用登録者数の推移〕各年4月1日現在

	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
1年生(対象/利用登録者)	34/17	32/16	32/14	32/19	25/15
2年生(対象/利用登録者)	31/7	34/16	32/16	32/19	38/16
3年生(対象/利用登録者)	40/11	28/6	35/13	32/17	30/15
4年生(対象/利用登録者)	38/4	38/9	40/5	35/4	32/11
5年生(対象/利用登録者)	-	-	40/1	30/4	32/5
合計(対象/利用登録者)	143/39	132/47	179/49	161/63	157/62
1日平均利用登録者人数	19.02	20.83	20.45	25	24

6 その他のサービス

交流プラザ「みなクル」では、毎年秋に遊びのフェスティバルを実施しています。パフォーマンスショーや工作、ゲームの他、北翔大学の協力のもと、楽しい遊具遊びや軽スポーツ等を実施しています。また、商工会との共同開催事業として、ハロウィンにちなんだ催しを実施するなど、毎年工夫を凝らしています。

〔遊びのフェスティバル〕

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
子ども	124	88	117	133	125
大人	60	57	72	72	95
ボランティア	-	21	28	34	33

- 0歳～高校3年生を対象に医療費の全額を助成しています。
- 児童館は、3カ所あります。また、交流プラザ「みなクル」では、プレイルームの他、子どものスペースを拡大し、たくさん子どもたちが遊べるように遊具を揃えています。

第4章 分野別施策の展開

本計画では、第2章で定める基本理念を実現するために、新エンゼルプランの4つの基本目標を踏襲し、総合的に施策を推進していきます。

(1) 子育てをみんなでサポート

子どもを生き育てることは、親にとって大きな喜びでもありますが、時には、迷いを生じることもあります。子ども自身も日々笑ったり、泣いたり悲しんだり、出口の無い迷路にさまよいながら、その答えを見つけ大人へと成長していきます。子どもの健やかな成長のために、「地域の子どもは、地域で育てる」ことを基本に、家庭、地域、行政等が協働し、子育て支援に努めていきます。

(2) 明るく元気な子どもをみんなでサポート

次代の担い手である子どもたちが、元気で明るく成長するためには、家庭や地域・学校そして行政が連携を密にし、子どもたちの個々の能力を引き出す施策が必要となります。多様化する現代社会の中で、たくましく、おもいやりのある子どもを育てます。

(3) のびのび健やかに生き育てる環境づくり

子どもの健全な成長は、すべての大人の願いです。安心して子どもを生き育てるためには、結婚、妊娠、出産、育児の切れ目ない支援の推進が重要です。また、乳幼児期を通して親子の健康管理、メンタルヘルスも重要です。奈井江町では、母子保健における健康診査、訪問指導、保健指導をさらに充実していきます。また、近年の食の多様化に伴い、食生活の乱れが心身の健康問題に大きく関係していることから、正しい「食育」を進めます。

(4) 「子どもはまちづくりのパートナー」

～夢をふくらませ、みんなでまちづくり～

「子どもの権利に関する条例」の基本理念に則り、「子どもの誰もが一人の人間として幸福に暮らせるまちづくり」を目指し、「子どもはまちづくりのパートナー」として、子どもの目線に立った取組を進めます。

みんなでいっしょに子育て応援、

〔施策の目標〕

〔未来につなぐ施策〕

基本目標	〔施策の目標〕	〔未来につなぐ施策〕
子育てをみんなでサポート	1. 子育て支援サービスの充実	1. 子育て世代包括支援センターの開設 2. 子育て支援センターの開放 3. 子育て支援事業の充実 4. 子育て相談体制・情報提供の充実 5. 子育て支援に関する人材発掘、育成 6. ファミリー・サポートセンター事業 7. 認定こども園と未通園児の親子間交流 8. 子ども・子育て会議 9. 就学児童生徒への助成 10. ことばの教室への交通費助成 11. 奈井江商業高等学校入学者への助成 12. スクールバスの運行
	2. 教育・保育の充実	1. 認定こども園事業 2. 延長保育事業 3. 一時保育事業 4. 乳児保育事業 5. 広域入所保育事業 6. 重度障がい児集団保育教室事業 7. 医療的ケアが必要な子どもの教育・保育 8. 認定こども園保育料の多子軽減措置 9. 幼児教育・保育の無償化 10. 複数教員による授業 11. 35人学級の実施 12. 英語指導助手の配置 13. 漢字・英語検定料の助成 14. 公設塾「Naie塾」の開設
明るく元気な子どもをみんなサポート	1. 関係機関の連携強化	1. 民生委員・児童委員活動 2. 要保護児童対策地域協議会の取組強化 3. 関係機関によるネットワークの充実 4. 救済委員会（子どもの権利に関する条例）の推進 5. 幼・小・中・高の異なる校種間連携
	2. 児童生徒の健全育成	1. 世代間交流機会の充実 2. 学童保育事業の推進 3. 児童館事業の推進 4. 芸術鑑賞会の開催 5. 図書館事業の推進 6. 認定こども園と小学校の交流 7. 学校図書整備 8. あいさつ運動

未来へつなぐまちづくり

	〔施策の目標〕	〔未来につなぐ施策〕	
	3. 地域が支える子ども活動	1. 青少年スポーツの推進 2. 子ども会活動の支援 3. 長期休み期間の町体育館の無料開放 4. 学童保育・児童館と地域住民との交流	
のびのび健やかに生み育てる環境づくり	1. 親になることの意識啓発	1. 思春期教室の実施 2. 妊娠・出産等に関する情報提供および相談 3. 妊産婦交流会の開催	
	2. 保健・医療・福祉サービスの充実	1. 思春期からの健康づくりの推進 2. 妊娠・分娩・産後の健康づくり 3. 子どもの健康づくり 4. 幼児健康相談事業 5. 母子栄養相談の充実 6. 小中高生すこやか健診の実施 7. 障がいのある子や医療的ケアを必要とする子への支援 8. 母子医療サービスの充実 9. 各がん検診、健康診査等のサービスの充実 10. スクールカウンセラー活用事業 11. 就学に関する教育相談	
	3. 食育の充実	1. 食を通じた健全育成 2. 親子料理教室の開催 3. 食生活改善教育・相談体制の整備 4. 食文化伝承の取組	
	4. 生活環境の整備	1. 通学路の安全確認 2. なえっ子見守り隊 3. 若年夫婦世帯等の定住促進 4. 街区公園の維持管理	
	とりま子のちどナバづも11くは	1. 子どものまちづくりへの参画	1. 子どもの権利に関する条例 2. 世代を超えたボランティア活動 3. 地域ぐるみの活動促進 4. 子どもが自由に集える環境づくり

第1節 基本目標：子育てをみんなでサポート

子どもの健やかな成長のために、「地域の子どもは、地域で育てる」ことを基本に、家庭、地域、行政等が協働し、子育て支援に努めていきます。

家庭で大切にしたいこと

- 日頃から親子の触れ合いやコミュニケーションに心がけ、子どもの健やかな成長を見守ります。
- 子育てに関する悩みは一人で抱えず、家族、友人、関係機関に積極的に相談します。
- 親同士、子ども同士が積極的に交流するとともに、交流場所を積極的に利用します。
- 基本的な知識を身につけ、学力が向上するよう、家庭学習への声掛け等をします。

施策の目標1：子育て支援サービスの充実

ニーズ調査結果によると、子育てに関する悩みの相談先として「親族」、「配偶者」、「友人や知人」という結果が出ています。このような子育てに関する悩みを共有できるような親同士の交流の機会の提供とともに、子育てに関連する各種団体への情報提供に努めていきます。また、子育てをサポートする人材の育成や各種助成事業を推進するとともに、誰もが気軽に相談・利用ができるような子育て支援サービスの充実を図っていきます。

事業番号	各事業		
1-1	事業名	子育て世代包括支援センターの開設	担当課 保健福祉課
	事業内容	子育て世代が安心して妊娠、出産、育児ができる環境の整備を図るため、子育て世代包括支援センターを設置し、妊娠期から子育て期における母子保健及び子育てに関する様々な相談に対応します。	
1-2	事業名	子育て支援センターの開放	担当課 保健福祉課
	事業内容	子育て支援センターのフロアを開放し、子育て中の親子の交流や子どもの遊びの援助や育児相談、情報提供の場として、子育て家庭の支援をします。	
1-3	事業名	子育て支援事業の充実	担当課 保健福祉課
	事業内容	子育て支援センターを活動拠点として、なかよし広場、子育て講座等を実施するとともに、交流プラザ「みなクル」を利用して、子育て支援事業を行う等、地域全体で子育てに取り組めるようにサポートします。	
1-4	事業名	子育て相談体制・情報提供の充実	担当課 保健福祉課
	事業内容	育児のことで聞きたいことや児童・生徒及び保護者から教育、学校に関すること等「子育て」全般に関すること、困っていること等の悩みの相談を受け、アドバイスをします。また、子育てハンドブックの内容の見直し、町ホームページを活用した子育てに関する情報提供の充実に努めます。	
1-5	事業名	子育て支援に関する人材発掘、育成	担当課 保健福祉課
	事業内容	子育て支援に関するニーズは多岐に渡っていることから、一人でも多く協力者を確保するため、地域と行政が一体となり、ボランティア等との連携を図りながら、特技、技術をもつ人材の発掘に努め、子育てサービスの向上を図ります。	

事業 番号	各 事 業		
	1-6	事業名	ファミリー・サポートセンター事業
事業内容		子どもの預かり援助を希望する人と、援助を行える人との相互援助活動に関する連絡・調整を実施する事業です。状況を見ながら必要に応じた取組を検討します。	
1-7	事業名	認定こども園と未通園の親子間交流	担当課 保健福祉課
	事業内容	同じ世代の子どもを持つ親同士の交流を進めます。就学前児童検診や各行事等、皆が集まる時間を利用し親子間の交流を進めます。	
1-8	事業名	子ども・子育て会議	担当課 保健福祉課
	事業内容	子ども・子育て会議を開催し、地域全体の子育て支援施策を協議します。	
1-9	事業名	就学児童生徒への助成	担当課 教育委員会
	事業内容	要保護世帯及び準要保護世帯の児童生徒の学用品・給食費等、就学に必要な経費を助成します。	
1-10	事業名	ことばの教室への交通費助成	担当課 教育委員会
	事業内容	ことばの教室の通室に係る保護者負担を軽減するため、交通費を助成します。	
1-11	事業名	奈井江商業高等学校入学者への助成	担当課 教育委員会
	事業内容	奈井江商業高等学校の特色ある教育活動や生徒の確保と存続のために、入学者及び在校生へ支援します。	
1-12	事業名	スクールバスの運行	担当課 教育委員会
	事業内容	遠隔地の児童生徒の通学手段を確保するため、スクールバスを運行します。	

施策の目標2：教育・保育の充実

ニーズ調査結果によると、本町の8割以上の家庭が共働き世帯であるとともに、子どもを祖父母等の親族にみてもらっている保護者の多くが、身体的負担や時間的制約のため、親族に預けることに不安を感じている状況です。共働き世帯が、安心して預けられる、子どもの預け先に対する支援が必要です。

認定こども園における教育・保育内容の充実を図るとともに、職員の資質向上に努めていきます。

また、子どもたちが変化の激しい社会において、自立し生きていくためには、基礎的、基本的な知識・技能を身につけ、課題を発見し、考え、取組み、解決し、それを発信する力を育むことが必要であるため、確かな学力の向上に向けて各種事業を実施します。

事業番号	各事業		
2-1	事業名	認定こども園事業	担当課 保健福祉課
	事業内容	認定こども園では、3歳以上の子どもは、就労の有無に関わらず利用できます。保育士の資質の向上を図り、保護者の意見を聞きながら、今後も安心して預ける事ができる保育環境づくりを進めるとともに、英語、運動、食育等の特色ある教育を行います。また、適宜施設の改修を行い、適切な保育環境の維持に努めます。	
2-2	事業名	延長保育事業【地域子ども・子育て支援事業】	担当課 保健福祉課
	事業内容	保護者の一般的な退勤時間や二ズ等により、保育時間を拡大します。	
2-3	事業名	一時保育事業【地域子ども・子育て支援事業】	担当課 保健福祉課
	事業内容	保護者の育児疲れの解消、冠婚葬祭等の急な用事、多様化した就労形態に対応するため一時的にあずかる制度です。今後とも、より利用しやすい体制づくりを進めます。	
2-4	事業名	乳児保育事業	担当課 保健福祉課
	事業内容	平成12年より生後8か月児からの受け入れを行っております。今後も保育サービスの充実を図ります。	
2-5	事業名	広域入所保育事業	担当課 保健福祉課
	事業内容	就労の状況に応じ、保護者が希望する保育所に、市町村の枠を超えて入所ができます。奈井江町でも中空知5市4町並びに美唄市と協定を結び実施しています。今後とも、連携を図りながら、様々な二ズに対応できるよう努めます。	
2-6	事業名	重度障がい児集団保育教室事業	担当課 保健福祉課
	事業内容	集団保育により健全な心身及び社会性の成長発達を促し、相互の人間性の育成を目的とし、週に2日以内で実施しています。今後とも、より利用しやすい体制づくりを進めます。	
2-7	事業名	医療的ケアが必要な子どもの教育・保育	担当課 保健福祉課
	事業内容	医療的ケアが必要な子どもが身近な地域での教育・保育が受けられるよう、総合的な支援体制を検討します。	
2-8	事業名	認定こども園保育料の多子軽減措置	担当課 保健福祉課
	事業内容	世帯に3人以上の子がいる場合、第3子目以降の保育料を無料にします。	

事業 番号	各 事 業		
	2-9	事業名	幼児教育・保育の無償化
事業内容		3歳～5歳児の教育・保育料及び、0～2歳児のうち、町民税非課税世帯の保育料を無償化し、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図ります。	
2-10	事業名	複数教員による授業	担当課 教育委員会
	事業内容	小中学校において、同一学級内で習熟の程度等に応じた学習を行うため、複数の教員が協力して指導を実施します。	
2-11	事業名	35人学級の実施	担当課 教育委員会
	事業内容	町独自で期限付教諭を採用し、小学校全学年で35人学級を実施します。	
2-12	事業名	英語指導助手の配置	担当課 教育委員会
	事業内容	児童生徒の英語力の向上や国際文化への関心を高めるために、英語指導助手を配置します。	
2-13	事業名	漢字・英語検定料の助成	担当課 教育委員会
	事業内容	児童生徒の学習成果を試す機会や目標の設定と復習的な観点から、漢字検定・英語検定を学校で実施するとともに受験料も助成します。	
2-14	事業名	公設塾「Naie 塾」の開設	担当課 教育委員会
	事業内容	児童生徒の学習意欲の向上・家庭学習の定着に向けた支援を行います。	

第2節 基本目標：明るく元気な子どもをみんなでサポート

子どもたちが元気で明るく成長するために、家庭、地域、学校、行政が連携・協力して、たくましく、おもいやりのある子どもを育てます。

家庭で大切にしたいこと

- 子どもの個性を尊重し、良いところはよく褒めて、子どもが自分自身に自信が持てるように関わります。
- 子どもの健やかな成長と発達のため、体罰等によらない子育てをします。
- 地域や学校、行政と連携し、お互いに必要な情報交換を行い、子どもの安全を守ります。
- 子どもの豊かな感性と情操、読解力や表現力を高めるため、小さい頃から本に触れる機会を増やすよう心がけます。

施策の目標1：関係機関の連携強化

近年、子どもを対象とした犯罪や児童虐待が深刻な問題となっています。早期発見・対応のために、児童・生徒が通園・通学することも園や学校との関係を密にすることはもちろん、民生児童委員や児童相談所、警察等、行政機関との連携強化に努めていきます。

事業番号	各事業			
1-1	事業名	民生委員・児童委員活動	担当課	保健福祉課
	事業内容	地域における身近な相談者として、地域福祉の充実を図るとともに児童の健全育成や保護を必要とする児童の把握支援を行ってきました。今後も児童福祉を専門に担当する主任児童委員と協力し、住民と協働した福祉活動の展開や情報提供を行います。		
1-2	事業名	要保護児童対策地域協議会の取組強化	担当課	保健福祉課
	事業内容	児童虐待の発生予防・早期発見、発生時の迅速な対応等を行うため、支援を必要とする子どもや妊婦の早期の把握や適切な支援体制の充実のため、要保護児童対策地域協議会や連絡会、ケースに応じた会議を実施します。		
1-3	事業名	関係機関によるネットワークの充実	担当課	保健福祉課
	事業内容	子育ての環境や児童虐待等の問題に関して、各種会議を開催するとともに、学校や児童相談所、警察等、関係機関との協力体制を強化し、迅速な問題解決を図ります。		
1-4	事業名	救済委員会（子どもの権利に関する条例）の推進	担当課	教育委員会
	事業内容	「子どもの権利に関する条例」の中で救済委員会を設置しています。子どもが、いじめや虐待により、権利を侵害される等の不利益を被った場合に、迅速に対応し、救済を図ります。		
1-5	事業名	幼・小・中・高の異なる校種間連携	担当課	教育委員会
	事業内容	上級学校教員の乗り入れ指導や教職員同士の情報共有などを行い、環境の変化に対応できない児童生徒への配慮と共に学習への好奇心を育みます。		

施策の目標2：児童生徒の健全育成

近年の少子化の進行により、子ども同士の交流の機会が少なくなっています。ニーズ調査によると、児童館に必要なこととして「友達と仲良く遊べる雰囲気づくり」に約5割、「遊具や玩具」「行事やイベントの実施」に3割以上の回答がありました。子ども同士が仲良く交流できる配慮や、行事等の充実が求められていることから、子どもたちと高齢者の交流を目的とした各事業の継続的な取組等、関係者が連携した交流づくりに努めます。

また、子どもたちの豊かな情操や規範意識、命の大切さ、おもいやり、人間関係を築く力や社会性、行動力を育むため、学校、家庭、地域が連携し、豊かな心を育む教育を推進します。

事業番号	各事業		
2-1	事業名	世代間交流機会の充実	担当課 保健福祉課 建設環境課
	事業内容	子どもたちと高齢者のふれあいと交流を目的として、こども園や子育て支援センター事業における交流を継続的に取り組むとともに、子どもたちの発想から生まれた全町一斉クリーン作戦の実施等、関係者が連携した交流機会づくりに努めます。	
2-2	事業名	学童保育事業の推進【地域子ども・子育て支援事業】	担当課 保健福祉課
	事業内容	保護者が仕事等で、昼間家庭にいない児童を対象として下校後や学校休校日に、子どもの遊び場、生活の場として運営しています。児童の保護と遊びを通して健全な育成や指導を行っています。利用定員・時間を拡大し、小学校高学年まで対象として実施継続します。	
2-3	事業名	児童館事業の推進	担当課 保健福祉課
	事業内容	幼児から生徒まで幅広く自由に来館し、遊びを通じて、自己の確立と協調性連帯意識の助長を図り、社会のルールや人間関係について学ぶ機会を作ります。遊びや催しについて、ニーズを取り入れた内容を検討するとともに、より気軽に来られる施設づくりを目指します。また、適宜施設の改修や統合を行い、適切な施設環境の維持に努めます。	
2-4	事業名	芸術鑑賞会の開催	担当課 教育委員会
	事業内容	児童・生徒に芸術鑑賞の機会を提供し、豊かな心の育成を図ります。	
2-5	事業名	図書館事業の推進	担当課 教育委員会
	事業内容	ブックスタート事業を実施し乳幼児の心身両面からの健やかな成長を支援します。「本の読み聞かせ」読書活動を通じ、読書を楽しむ心の育成を図ります。図書館車での巡回等で、図書利用の推進を図ります。	
2-6	事業名	認定こども園と小学校の交流	担当課 保健福祉課 教育委員会
	事業内容	就学前の子どもがよりスムーズに小学校へ就学できるよう、子ども同士の交流活動や、教職員の交流活動の推進等、認定こども園と小学校の連携に努めます。	
2-7	事業名	学校図書の整備	担当課 教育委員会
	事業内容	児童生徒が読書に親しみ、読解力や表現力を高め、豊かな感性と情操を身に付けられるよう、学校図書の充実を図ります。	
2-8	事業名	あいさつ運動	担当課 教育委員会
	事業内容	子どもたちの豊かな情操と規範意識、社会性や人間関係を築く力を育むため、あいさつ運動を推進します。更に、春と秋の交通安全運動に合わせて地域住民とともに、「あいさつ運動」を強化します。	

施策の目標3：地域が支える子ども活動

少子高齢化に伴い、各町内会単位では子ども会活動が満足にできない地区もあり、広域的な単位での取組も探ります。また、子どもたち自らの企画運営による活動も推進しながら、子ども同士、地域とのふれあいの機会を増やすことに努めていきます。

事業 番号	各 事 業		
	事業名	担当課	
3-1	事業名	青少年スポーツの推進	教育委員会
	事業内容	子どもの各種スポーツ行事への参加を支援し、子どもからお年寄りの交流や地域意識の助長を図るとともに、スポーツ少年団等への加入を促し、スポーツを通じた青少年の健全育成を進めます。	
3-2	事業名	子ども会活動の支援	教育委員会
	事業内容	子ども会事業の円滑な運営を図るため、広域的な子ども会活動を支援します。	
3-3	事業名	長期休み期間の体育館の無料開放	教育委員会
	事業内容	町内の小・中・高校生に対し、夏休み・冬休み期間の体育館無料開放を行い、健康な体づくりを支援します。	
3-4	事業名	学童保育・児童館と地域住民との交流	保健福祉課
	事業内容	郷土研究会等地域の人材の活用を図り、「昔遊び」や「製作」の伝承等、いろいろな学習交流体験を通じ地域や関係する人に対し「感謝する心」「親しむ心」の育成を図ります。	

第3節 基本目標：のびのび健やかに生み育てる環境づくり

安心して子どもを生み育てるために、結婚、妊娠、出産、育児の切れ目のない支援の推進が重要です。

家庭で大切にしたいこと

- ・自分自身の母性、父性を育むとともに、一生を通じた健康づくりに心がけます。
- ・子どもの早寝・早起き・朝ごはんを大切に、生活リズムを整えて健やかな心と体を育みます。
- ・栄養バランスを心がけて食の大切さを伝え、丈夫な体づくりを目指します。
- ・子どもの「食べる力」「生きる力」になるように、調理等に触れさせる機会を心がけます。
- ・歯みがきとフッ化物洗口を行い、むし歯予防に努めます。

施策の目標1：親になることの意識啓発

少子化の進行により、子どもに接する機会の少なさから、出産を機に初めて子どもと接し、戸惑う親も多くみられます。生命の尊厳や親になることへの準備として、妊娠前から必要な情報を提供し、母性・父性を育むための支援を行うとともに、安心して出産・育児ができるための切れ目のない支援に努めていきます。

事業番号	各事業		
	事業名	担当課	保健福祉課
1-1	事業名	思春期教室の実施	担当課
	事業内容	性に対する正しい知識の習得や健全な父性・母性を育むため、中学校及び奈井江商業高校の生徒に対し、思春期教室を実施します。	
1-2	事業名	妊娠・出産等に関する情報提供及び相談	担当課
	事業内容	非妊娠期から妊娠・出産等に関して必要な情報提供を行い、気軽に相談できる体制を整備します。また、母性・父性を育む取組を検討します。	
1-3	事業名	妊産婦交流会の開催	担当課
	事業内容	妊婦及びその家族と2～4か月児を持つ家族との交流会を開催し、親同士の相互作用の中で疑問や不安を解決できるように支援していきます。	

施策の目標2：保健・医療・福祉サービスの充実

奈井江町で安心して子どもを産み育てることができるために、保健・医療・福祉・教育の包括的な支援システムを更に強化し、必要な情報とサービスをタイムリーに提供する事が重要です。母子の疾病予防、心と体の健康の保持増進を図り、子どもの健全発達を促進するとともに、母性においては一生を通じた健康づくりに留意することが大切です。

事業 番号	各事業			
	事業名	事業内容	担当課	
2-1	事業名	思春期からの健康づくりの推進	担当課	保健福祉課
	事業内容	気軽に心身の相談ができる体制を整備し、思春期から健康保持・増進への支援をします。		
2-2	事業名	妊娠・分娩・産後の健康づくり	担当課	保健福祉課
	事業内容	母子健康手帳を交付するとともに、妊婦相談や妊産婦訪問指導を実施し、健やかな妊娠・産後を過ごせるよう支援します。		
2-3	事業名	子どもの健康づくり 【地域子ども・子育て支援事業】	担当課	保健福祉課 教育委員会
	事業内容	乳幼児訪問及び健診、ベビースクール等で、健全な成長、発達を促すよう支援します。また、歯科検診、フッ素塗布事業、フッ化物洗口事業、歯科健康教育等を実施し、早期からの歯科保健対策を強化します。		
2-4	事業名	幼児健康相談等事業	担当課	保健福祉課 教育委員会
	事業内容	5歳になる幼児を対象に、5歳児健康相談会を実施し、幼児の健康、栄養、生活面における相談支援を行います。		
2-5	事業名	母子栄養相談の充実	担当課	保健福祉課
	事業内容	妊産婦の貧血予防や栄養バランス保持のための栄養指導・相談体制を充実します。		
2-6	事業名	小中高生すこやか健診の実施	担当課	保健福祉課
	事業内容	小児期からの生活習慣病予防と健全な生活習慣確立のため、「小中高生すこやか健診」を実施し健診事後対策の強化に努めます。		

事業 番号	各 事 業			
2-7	事業名	障がいのある子や医療的ケアが必要な子への支援	担当課	保健福祉課
	事業内容	心身の発達について心配される子どもや医療的ケアが必要な子どもの相談に応じるとともに児童相談所や母子通園センター等と連携し、必要な発達支援を行います。重度心身障がい者医療費の助成を継続します。		
2-8	事業名	母子医療サービスの充実 【地域子ども・子育て支援事業】	担当課	保健福祉課 町民生活課
	事業内容	妊婦一般健康診査受診費用の助成、健診や予防接種の体制を整備するとともに、必要な情報とサービスの提供に努めます。また、不妊症に関する相談及び情報提供に努めます。子どもを育てるより良い環境を整備するため、高校3年生までの子ども医療費やひとり親家庭等医療費の助成を継続します。		
2-9	事業名	各がん検診、健康診査等のサービスの充実	担当課	保健福祉課 町民生活課
	事業内容	子育て世代である保護者の健康増進のため、がんや疾病等を早期発見できるよう、各がん検診、健康診査等を受診しやすい体制整備に努めます。		
2-10	事業名	スクールカウンセラー活用事業	担当課	教育委員会
	事業内容	週1回程度、中学校にスクールカウンセラーを配置し、不応・不登校傾向にある児童・生徒や問題行動を起こす児童・生徒の教育相談活動の充実を図ります。		
2-11	事業名	就学に関する教育相談	担当課	教育委員会
	事業内容	障がいのある幼児や児童生徒一人ひとりの教育のニーズに応じた支援の充実を図ります。		

施策の目標3：食育の充実

飽食の時代といわれる現代において、高カロリー・高脂肪食、外食やインスタント食品、添加物の影響等、食に関する様々な問題が生じています。子どもの食をめぐる現状と課題を踏まえ、発育・発達過程に応じて“食べる力”を育てることで、食を通じた子どもの健全育成に努める必要があります。

事業番号	各事業			
3-1	事業名	食を通じた健全育成	担当課	保健福祉課 教育委員会
	事業内容	乳児、幼児、学童、思春期、発達各期において、成長過程に大切な食生活及び栄養指導・相談を実施し、食を通じた健全育成に努めます。		
3-2	事業名	親子料理教室の開催	担当課	保健福祉課
	事業内容	栄養バランスのとれた食生活の大切さについて、実習等を通して親子で楽しく学習できるように教室を開催します。「小中高生すこやか健診」の事後指導においても、食生活改善に向けた取組を強化します。		
3-3	事業名	食生活改善教育・相談体制の整備	担当課	保健福祉課 教育委員会
	事業内容	管理栄養士による栄養相談を実施するとともに、子どもたちを取り巻く食生活に関する問題について、食生活改善推進協議会や認定こども園、教育委員会、学校、給食センター等の関係機関で協議し、健全な食生活推進に向けて体制を強化します。		
3-4	事業名	食文化伝承の取組	担当課	教育委員会
	事業内容	体験農園等や学習を通して、伝統的な食生活や食文化を伝えたり、食べることを通じた地域の交流等と併せて、小学校に栄養教諭を配置し、「食べる力」を育むための取組を推進します。		

施策の目標4：生活環境の整備

奈井江町は、緑も多く、下水道も整備され、国道12号線沿いにあり交通機関も整備されたまちです。そのため、町内の企業に勤める町外からの通勤者も多く見受けられます。若年夫婦世帯及び子育て支援世帯に対し、「住んでみたい街」として、定住促進を進めるほか、子どもたちが安心して育つ環境づくりに努める必要があります。

事業 番号	各事業		
	事業名	担当課	
4-1	事業名	通学路の安全確認	教育委員会
	事業内容	児童生徒が安全に通学できる通学路の確保のため、関係機関が連携し、継続的に安全対策に努めます。	
4-2	事業名	なえっ子見守り隊	教育委員会
	事業内容	なえっ子見守り隊の普及に努め、奈井江町全世帯で、子どもを守る体制づくりを進めます。	
4-3	事業名	若年夫婦世帯等の定住促進	企画財政課 建設環境課
	事業内容	町が実施している各種住環境事業の推進により、若年夫婦世帯及び子育て世帯の定住促進に努めます。	
4-4	事業名	街区公園の維持管理	建設環境課
	事業内容	子どもたちが安全に安心して遊べるように、遊具等の定期点検や遊具施設の効率的な更新と維持管理を図ります。公園施設の集約化を基本として、遊具施設の更新等を計画的に進めます。	

第4節 基本目標：「子どもはまちづくりのパートナー」夢をふくらませ、 みんなでまちづくり

子どもの誰もが一人の人間として幸せに暮らせるまちづくりを目指し、「子どもはまちづくりのパートナー」として、子どもの目線に立った取り組みを進めます。

家庭で大切にしたいこと

- 子どもの意見を十分に聴き、尊重する環境を心がけます。
- 子どもたちが社会の一員であることの認識を促し、自主性を養うよう心がけます。

施策の目標1：子どものまちづくりへの参画

奈井江町「子どもの権利に関する条例」は、子どもたちが一人の人間として生き、大人とともに社会を構成するパートナーとして認められ、権利を保障する中で、まちづくり等に積極的な参加を願うものとして、平成14年度に施行されました。本条例の推進とともに子どもたちの自主性を育てながら、また世代を超えた交流を促進し、人にやさしい「おもいやり」のある人間形成に取り組めます。

事業 番号	各事業		
	事業名	事業内容	担当課
1-1	事業名	子どもの権利に関する条例	教育委員会
	事業内容	子どもの権利に関する条例の「子どもの参加する権利」の実践のため、「子ども会議」「町長と語る会」を開催しています。「子どもはまちづくりのパートナー」のとおり、子どもと大人がそろって、明日の「奈井江町のまちづくり」を進めます。	
1-2	事業名	世代を超えたボランティア活動	教育委員会
	事業内容	中学・高校との連携を図りながら町内企業の視察研修・体験事業を支援します。	
1-3	事業名	地域ぐるみの活動促進	教育委員会
	事業内容	子どもたちの健やかな成長を願う地域の企業が家庭教育を支援する「北海道家庭教育サポート企業等制度」を支援します。学校・家庭・地域が一体となり、地域ぐるみのボランティアが学校を支援する取組を進めます。	
1-4	事業名	子どもが自由に集える環境づくり	保健福祉課
	事業内容	児童館や交流プラザ「みなクル」において、多くの子どもたちが遊びを通じて交流できるよう、気軽に来られる施設づくりを目指すとともに、ニーズを取り入れた各種催しを実施します。	

第5章 子ども・子育て支援サービスの量の見込みと確保策

子ども・子育て支援サービスの量の見込みについては、国の示した「市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」算出等の手引き（以下「国の手引き」とします）」に準じ、令和元年7月実施のニーズ調査結果から算出しました。ただし、「国の手引き」は、市町村子ども・子育て支援事業計画における量の見込みの標準的な算出方法を示すものであり、地方版子ども・子育て会議等の議論等を踏まえたより効果的、効率的な方法による算出を妨げるものではないとされているため、実際の利用状況やニーズ調査の結果を勘案し、一部補正をしたものを量の見込みとしています。

〔国から提示された「量の見込み」を算出する項目〕

	対象事業	対象児童年齢
1	教育標準時間認定（認定こども園及び幼稚園） ＜専業主婦（夫）家庭、就労短時間家庭＞	3～5歳
2	保育認定①（幼稚園） ＜共働きであるが幼稚園利用のみの家庭＞	3～5歳
3	保育認定②（認定こども園及び保育所）	3～5歳
4	保育認定③（認定こども園及び保育所＋地域型保育）	0歳、1・2歳
5	時間外保育事業	0～5歳
6	放課後児童健全育成事業	各学年
7	子育て短期支援事業 （ショートステイ、トワイライトステイ）	0～18歳
8	地域子育て支援拠点事業	0～2歳
9	一時預かり事業 ・幼稚園における在園児を対象とした一時預かり ・その他	3～5歳 0～5歳
10	病児保育事業	0～5歳、1～6年生
11	子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	0～5歳、1～3年生、4～6年生
12	利用者支援事業	0～5歳、1～6年生

第1節 幼児期の学校教育・保育の量の見込みと確保策

1 量（人数）の見込み

町内の教育・保育施設としては、認定こども園はぐくみが1園あります。量の見込みは、以下のとおりです。

	元年度 (実績)	2年度 (推計)	3年度 (推計)	4年度 (推計)	5年度 (推計)	6年度 (推計)
①1号認定こども(3歳以上保育の必要性なし)	21	30	29	27	25	23
②2号認定こども(3～5歳、幼稚園の利用希望が強い)	-	-	-	-	-	-
認定こども園短時間児(①+②)	21	30	29	27	25	23
③2号認定こども(3～5歳、保育所等利用希望者)	60	58	57	51	47	44
④3号認定こども(0歳)	3	5	5	5	5	5
⑤3号認定こども(1, 2歳)	29	21	20	19	18	18
認定こども園長時間児(③+④+⑤)	92	84	82	76	70	67

(※元年度は10月1日時点の実績)

2 提供体制の確保の内容及びその実施時期

認定こども園はぐくみにおいて、長時間保育児90人、短時間保育児30人を維持します。また、0～2歳の低年齢児については、保育士を確保し、加配する等の工夫をして対応していきます。

	2年度 (推計)	3年度 (推計)	4年度 (推計)	5年度 (推計)	6年度 (推計)
①1号認定こども(3歳以上保育の必要性なし)	30	30	30	30	30
②2号認定こども(3～5歳、幼稚園の利用希望が強い)	-	-	-	-	-
認定こども園短時間児(①+②)	30	30	30	30	30
③2号認定こども(3～5歳、保育所等利用希望者)	60	60	60	60	60
④3号認定こども(0歳)	5	5	5	5	5
⑤3号認定こども(1, 2歳)	25	25	25	25	25
認定こども園長時間児(③+④+⑤)	90	90	90	90	90

3 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び当該学校教育・保育の推進に関する体制の確保

認定こども園はぐくみにおいて、幼保一体的なサービスを提供していきます。また、就学前の子どもがよりスムーズに小学校へ入学できるよう、子ども同士の交流活動や、教職員の交流活動の推進等、認定こども園と小学校の連携に努めます。

第2節 地域子ども・子育て支援拠点事業の量の見込みと確保策

子ども・子育て支援事業は、「利用者支援事業」「実費徴収に係る補足給付を行う事業」「多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業」を除き、新エンゼルプランで掲げ、広域的な視点から推進してきた事業です。ただし、「放課後児童健全育成事業」については、児童福祉法の改正で、6年生までに対象学年が拡大されたほか、町が条例で設置・運営に関する基準を定め、指導・支援を強化していきます。

「利用者支援事業」「実費徴収に係る補足給付を行う事業」「多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業」については、国や周辺の市町村の動向をみながら検討していきます。

1 提供体制及びその確保策

1 子育て世代包括支援センター（利用者支援事業）

妊産婦及び乳幼児の事情に応じて、妊娠・出産・子育てに関する各種相談に応じ、必要な情報提供・助言・保健指導等を行います。本町では、保健センター内に「子育て世代包括支援センター」を開設し、平日（8時30分～17時）に相談対応できるよう環境を整え、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援を行います。

また、利用者支援事業は、一人ひとりの子どもが健やかに成長できる地域社会の実現に寄与するため、多様な教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、必要な支援を行う事業です。現在、こども園、子育て支援センター、保健センター等で、子育てに関する相談や情報提供を行っており、相談しやすい体制づくりに努めていきます。

2 地域子育て支援拠点事業

乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供等を身近な場所で実施する事業です。本町では、親子の遊びの場として、子育て支援センターで、平日の午前9時30分～11時30分（火曜日のみ午前と午後1時30分～3時30分）に交流活動室を開放していますが、未開放時も交流プラザ「みなクル」を親子が利用しやすいように整備するとともに、各催し等を行います。

3 妊婦一般健康診査

妊婦の健康保持及び増進を図るため、20回分（一般健康診査14回、超音波検査6回）の受診票を配付しています。引き続き、助成を継続していきます。

4 乳幼児全戸訪問事業（新生児、乳児訪問指導事業）

母子保健法に基づく、新生児、乳幼児訪問指導として、子どもが生まれた全家庭を対象に、保健師や子育て支援センター保育士が訪問しています。今後も、乳児のいる全家庭に対し、実施していくとともに、子育て家庭に対する情報提供や、養育環境等の把握を行っていきます。

5 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭を訪問して、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための相談支援や、育児・家事援助等を行う事業です。現在実施していませんが、今後のニーズの状況により検討していきます。

6 子育て短期支援事業

短期入所生活援助（ショートステイ）事業と夜間養護等（トワイライトステイ）事業の二種類の事業があり、ショートステイは、保護者が、疾病・疲労等の身体上・精神上・環境上の理由により子どもの養育が困難となった場合等に、児童養護施設等の施設において原則として7日以内の養育・保護を行う事業です。トワイライトステイは、平日の夜間又は休日に不在となり、児童の養育が困難となった場合等の緊急の場合に、児童養護施設等において児童を預かる事業です。

宿泊を伴う養育のニーズが現在なく、また事業者の参入が難しいため、実施は見送りますが、今後、地域のニーズや実情に応じて実施を検討します。

7 ファミリー・サポート・センター事業

子どもの預かり等の援助を受けることを希望する人と、援助を行うことを希望する人との相互援助活動に関する連絡・調整を実施する事業です。今後、ニーズに応じて、実施を検討します。

8 一時預かり事業

乳幼児について、主に昼間に保育所その他の場所において、一時的に預かる事業です。認定こども園はぐくみで実施しています。引き続き、こども園で実施するとともに、気軽に利用できるよう情報の周知等に努めていきます。

9 延長保育事業

保育標準時間を超える 11 時間以上の開所時間で保育を行う事業です。現在、本町では保護者の就労時間やニーズ等に合わせて 11 時間の保育を実施しています。

10 病児保育事業

子どもが発熱等の急な病気となった場合、病院・保育所等に付設された専用スペース等において看護師等が一時的に保育する事業、及び保育中に体調不良となった児童を保育所の医務室等において看護師等が緊急的な対応を行う事業です。今後のニーズに応じて、医療機関等とも協議しながら検討していきます。

11 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

共働き家庭等留守家庭の児童に対して、学校の余裕教室、公民館等で、放課後に適切な遊び、生活の場として、その健全育成を図る事業です。奈井江小学校内の児童クラブ「なえっこ」で、定員 40 人で実施しています。今後も児童の保護と遊びを通して健全な育成や指導に努めていきます。

12 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。対象となるケースが発生した場合に、実施を検討していきます。

13 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。対象となるケースが発生した場合に、実施を検討していきます。

2 量の見込みと確保策（数値目標）

サービス項目		平成30年 (実績)	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
利用者支援事業	見込量	1力所	2力所	2力所	2力所	2力所	2力所
	確保策	1力所	2力所	2力所	2力所	2力所	2力所
地域子育て支援拠点事業 (1カ月希望者延人数)	見込量	145	254	242	231	224	224
	確保策	1力所	1力所	1力所	1力所	1力所	1力所
妊婦健康診査 (年間延回数)	見込量	376	400	400	360	360	360
	確保策		400	400	360	360	360
乳児家庭全戸訪問事業(新生児・妊産婦訪問事業) (年間訪問回数)	見込量	24	20	18	18	18	18
	確保策		20	18	18	18	18
養育支援訪問事業	見込量	未実施	-	-	-	-	-
	確保策		-	-	-	-	-
子育て短期支援事業 (利用希望世帯数)	見込量	未実施	-	-	-	-	-
	確保策		-	-	-	-	-
ファミリー・サポート・センター事業	見込量	未実施	-	-	-	-	-
	確保策		-	-	-	-	-
一時預かり事業(実人数/年間延日数) ・幼稚園における在園児対象	見込量	8/322	6/197	6/197	5/165	5/165	4/132
	確保策		197	197	165	165	132
一時預かり事業(実人数/年間延日数) ・その他	見込量	2/19	4/17	4/17	4/17	3/13	3/13
	確保策		17	17	17	13	13
延長保育事業 (希望児数)	見込量	11	9	9	9	9	9
	確保策	1力所	1力所	1力所	1力所	1力所	1力所
病児保育事業(年間延利用希望日数)	見込量	未実施	107	104	97	91	88
	確保策		検討	検討	検討	検討	検討
放課後児童健全育成事業(登録希望者数)	1年生	15	8	16	17	16	13
	2年生	16	9	8	15	16	15
	3年生	15	14	9	8	14	15
	4年生	11	5	7	4	8	6
	5年生	5	10	5	7	4	8
	6年生	0	2	10	5	7	4
	計	62	48	55	56	65	61
	確保策	62	48	55	56	65	61

第6章 計画の推進

第1節 計画の推進に当たっての役割分担と連携

本計画における多くの事業は、住民がみんなで取り組むべき大きな課題であるため様々な広報活動や生涯学習等の学習機会を通じて、住民の意識啓発を推進します。

また、本計画における多くの事業は、人と人とのふれあいや、様々な人たちとのかかわりが重要な要素です。子どもを含む住民と各種関係団体との連携に努め、施策を推進していきます。

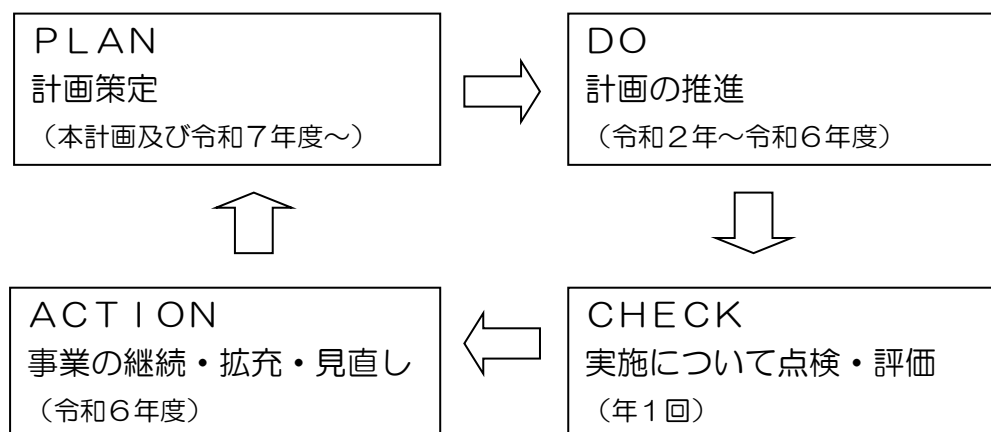
さらに、本計画における施策・事業は、保健福祉課、建設環境課、教育委員会等、様々な課に及びます。住民に効率的かつ効果的なサービスを提供するため、関係各課の役割分担と連携により、施策の効果的な推進を図ります。

第2節 計画の進行管理

本計画の施策・事業の実施に当たっては、国や道等関係機関との情報交換、連携を強化するとともに、今後の社会・経済情勢の変化に的確かつ柔軟に対応しながら、限られた財源の中で必要な施策・事業を、可能な限り着実に推進するよう努めます。

このため、PDCAサイクルに基づき、計画の実施状況について、定期的な点検・評価を行うとともに、その後の対策については、住民の意見を反映させながら検討を行い、必要に応じて変更等の措置を講じるよう努めていきます。

なお、計画の策定に向けては、子育ての当事者や支援者、保育・教育関係者等から構成される「奈井江町子ども・子育て会議」にて議論を行っており、計画における実施状況や評価については、子ども・子育て会議で審議を行っていきます。



資料編

- 資料1 子ども・子育て会議 条例
- 資料2 子ども・子育て会議委員名簿
- 資料3 計画策定の経過

○奈井江町子ども・子育て会議設置条例

平成25年6月25日条例第20号

改正

平成27年6月18日条例第17号

令和元年6月19日条例第10号

奈井江町子ども・子育て会議設置条例

(設置)

第1条 奈井江町における子ども・子育て支援に関する施策を推進するため、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、奈井江町子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 子育て会議は、法第77条第1項各号に掲げる事項を行うものとする。

(組織)

第3条 子育て会議は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する20名以内の委員で組織する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 子ども・子育て支援に関し学識経験を有する者
- (4) その他町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 子育て会議に、会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によって選任する。
- 3 会長は、子育て会議を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子育て会議の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会長は、子育て会議に必要があると認めたときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(処務)

第7条 子育て会議の処務は、保健福祉課において行う。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子育て会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年6月18日条例第17号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年6月19日条例第10号抄）

1 この条例は、令和元年7月1日から施行する。

資料2 子ども・子育て会議委員名簿

種別	団体名等	氏名	備考
教育関係機関	奈井江小学校 校長	古谷 直人	
	奈井江中学校 教頭	佐々木 浩典	
福祉関係機関	奈井江町認定こども園 所長	別部 睦子	
	奈井江町民生（児童）委員協議会	本濃 幸彦	
	奈井江町民生（児童）委員協議会	中村 尚子	
民間・ 一般関係者	ファミリーホーム「ぶどう」代表	近藤 太一	副会長
	奈井江小学校保護者	覚元 悦子	
	奈井江小学校保護者	大川原由紀枝	
	奈井江中学校保護者	林 英樹	
	奈井江中学校保護者	菊地 直美	
	認定こども園保護者（長時間利用）	吉田 麻里	
	認定こども園保護者（長時間利用）	堀 真希	
	認定こども園保護者（短時間利用）	俵谷 祐子	
	認定こども園保護者（父親）	寺崎 基次	会長
	子育て支援センター利用保護者	山瀬 早	
	奈井江町子ども会育成連絡協議会	木村 依梨佳	
オブザーバー	奈井江町教育委員会 教育支援係長	高橋 利彰	
	奈井江町保健センター健康づくり主幹	辻脇 真理子	

資料3 計画策定の経過

年月日	計画策定に係る協議及び作業内容
令和元年7月	◎子ども・子育て会議委員推薦依頼
7月7日～25日	◎子育て支援に関するアンケート調査の実施
8月1日	◎子ども・子育て会議（令和元年～令和2年度）設置
10月8日	◎第1回子ども・子育て会議 (1) 子ども・子育て会議の趣旨等について (2) 奈井江町子ども・子育て支援事業計画及び評価について (3) 奈井江町子ども・子育て支援事業計画（第2期）の策定スケジュールについて (4) 子育て支援全般に関わる意見交換
11月7日	◎第2回子ども・子育て会議 (1) 子育て支援に関するアンケート調査の結果について (2) 奈井江町子ども・子育て支援事業計画（第2期）について ①基本理念及び基本的な視点について ②基本目標について (3) 子育てに係る課題や子育て支援等に関する意見交換
11月25日	◎子ども・子育て支援事業計画（第2期）策定に係る打合せ会議
12月10日	◎第3回子ども・子育て会議 (1) 奈井江町子ども・子育て支援事業計画（第2期）について ①分野別の施策 ②教育・保育の量の見込みと確保策について ③計画の推進について (2) 子育てに係る課題や子育て支援等に関する意見交換
12月18日～ 令和2年1月8日	◎計画（案）に対するパブリックコメント（町民意見募集） ※計画（案）を関係部署、庁舎で配布し、町HPに掲載
令和2年1月21日	◎第4回子ども・子育て会議 (1) 奈井江町子ども・子育て支援事業計画（第2期）たたき台について (2) 計画の評価・推進方法について
令和2年3月	◎奈井江町子ども・子育て支援事業計画（第2期）の完成

奈井江町子ども・子育て支援事業計画【第2期】

令和2年3月

奈井江町 保健福祉課子育て支援係

(奈井江町保健センター内)

〒079-0313 北海道空知郡奈井江町字奈井江 12 番地

電話 0125 (65) 2131 FAX 0125 (65) 2727